

振込明細帳利用規定

1. (受取人口座等の届出)

振込明細帳（以下「明細帳」という）を利用するにあたっては、あらかじめ振込金受取人の取引銀行・支店名・預金種目・口座番号および口座名を当店へ届出てください。

なお、振込明細帳を利用した振込については、振込のつどあらたに振込金受取人を振込機能付自動預金入金支払機で指定できます。

2. (明細帳の利用)

明細帳は、当行の振込機能付自動預金入金支払機（以下「振込機」という）を使用して振込む場合に利用することができます。

3. (振込機の利用時間)

(1) 振込機を利用できる時間は、当行所定の時間とします。

(2) 平日 15 時以降に振込機を操作したとき、当行本支店の当座宛の振込は、翌日となります。

(3) 平日 15 時以降または、銀行休業日に振込機を操作したとき、他行宛の振込は、振込先の金融機関・口座の状況により翌日以降となる場合があります。

4. (振込の方法等)

(1) 振込機を使用して振込むときは、振込機に明細帳および現金または八十二長野クイックカード・カードローン等（以下「カード」という）を挿入して操作してください。なお、振込機の機種により現金による振込の取扱ができないことがありますのでご了承ください。

(2) 現金で振込むとき、またはカードにより預金口座から資金を振替えて振込むときは、1 回あたりの振込は当行が定めた金額の範囲内とします。

(3) 前 (1) 項の操作において、振込機の両面に振込金額・振込先銀行・受取人名等の振込内容を表示しますので内容をお確かめください。ご確認いただいた内容で当行は所定の振込手続（電信扱）を行います。

この場合、振込の取消はできません。

5. (明細帳への記帳)

振込機により振込を行った場合には、振込日・振込先銀行・店名・受取人名・振込金額等の振込内容を明細帳に記帳します。

6. (手数料)

(1) 明細帳による振込を取扱う場合には、当行所定の振込手数料をその都度いただきます。

(2) なお、カードにより預金口座から資金を振替えて振込むときは、時間帯により当行所定の時間外手数料をあわせていただく場合があります。

7. (住所等の変更)

住所・電話番号に変更があったときは、明細帳を持参のうえ、直ちに当店または当行本

支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

8. (受取人等の変更・取消)

受取人の口座番号変更等受取人にかかる届出事項を変更する場合(振込先銀行・支店の名称変更を含む)または、受取人を取消す場合には、直ちに書面で当店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (明細帳の再発行)

明細帳を失ったときは、当店または当行本支店へ届出てください。明細帳の再発行は当店または当行本支店で行います。

10. (解約)

- (1) 明細帳の利用を取りやめる場合には、当行所定の解約申込書を明細帳とともに提出してください。
- (2) 最終利用日から3年以上の期間にわたり、明細帳の利用がない場合には、当行はこの契約を解約させていただきます。
なお、この場合解約通知は省略します。

11. (振込の遅延)

あらかじめ届出をうけた振込人・受取人の内容に不備があった場合は、照会等のために振込金の入金が遅延または不能となることがあります。また、やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込金の入金が遅延することもありますのでご了承ください。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

13. (振込規定の適用)

この規定に定めのない事項については、振込規定により取扱いさせていただきます。

14. (その他)

明細帳による振込で、受取人との間に紛議が生じても当行の責によるものを除き、当行は責任を負いません。

以 上